

お客様各位

平成 28 年 8 月

(中通国際海運有限公司 (CCL) 日本総代理店)

中通遠洋コンテナライン株式会社

輸出コンテナ・複数シール時のご注意

平素は弊社サービスに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本発中国向け輸出コンテナにおいて、複数個のシール(封印)が施されている場合がございますが、中国側システム仕様上の都合により、税関への貨物情報提出にあたっては、単一のシール番号のみの届出となります。

従いまして、船会社都合により誠に恐縮ではございますが、1つのコンテナに複数個のシールを施した場合、DOCK RECEIPT (ACL 送信を含む)のシール番号欄につきましては、代表シール番号1つをご選択のうえご記入ください。

(代表以外のシール番号につきまして、B/L への記載をご希望される場合は、DESCRIPTION 欄にご記入いただくことも可能です。)

尚、ご記入いただくシール番号につきましては、他の B/L 記載内容と同様に、お客様の責任によるものとなりますが、通関トラブル防止の観点から、ドライコンテナ・オープントップコンテナについては右ドア部、タンクコンテナについては主バルブに施したシール番号をご記入いただくことを推奨いたします。

また、税関への届出フォーマットの都合上、シール番号の桁数は英数字 10 桁に制限されておりますので、10 桁を超えるシール番号をご記入いただく場合は、番号識別に不要な部分を省き、10 桁以内に収めてご記入いただけますようお願い申し上げます。

ご不明な点があれば弊社 営業部 カスタマーサービスチーム、もしくは各営業担当までお問い合わせください。

何卒ご理解ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

以上